

16201

富山県

富山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野) ③当該新增設に対し地域経済牽引事業計画を策定し、富山県知事の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型:東京 23 区から本社機能等(全部・一部)を移転する場合 ②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する場合 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けた者。	・本社機能等における増加従業員が5人(中小企業者1人)以上	課税免除(移転型) 不均一課税(拡充型)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富山市商工業振興条例	H17.4	○製造業、旧頭脳立地法 16 業種、貨物運送業、倉庫業、卸売業を営む商工業者で、新設工場(市長特認) (1)用地取得面積 3,000 m ² 超 (2)用地取得後3年以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用5人以上 (4)工場敷地内に緑化等の環境整備計画を有する (5)公害発生防止の措置計画を有する	用地取得助成金 ○用地取得価格×25% (3,000 m ² 超～30,000 m ² 未満) ○用地取得価格×15% (30,000 m ² ～50,000 m ² 未満) ○用地取得価格×10% (50,000 m ² 以上) ○限度額 1億円

		(6)地域の振興上適当と認められる	
		<p>○新設・移設 投下固定資本額2億円以上 (中小企業 2,500 万円以上)</p> <p>○増設 投下固定資本額1億円以上 (中小企業 1,000 万円以上)</p> <p>○生産拡大を目的とする設備投資(製造業に限る) 投下固定資本額 5,000 万円以上 (中小企業 500 万円以上)</p>	<p>企業立地助成金</p> <p>○固定資産税の範囲内(初年度のみ)</p>
H17.4 (規則において追加) (改正 R1.7) (改正 R2.4) (改正 R4.4)	○富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること	<p>用地・建物・設備取得助成金</p> <p>○工場等の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の5%以内(製造業にあつては 10%以内)(うち県助成 1/2)</p> <p>ただし、企業立地助成金及び用地取得助成金の助成がいずれもあるものとして、それぞれ算定される額の合算額が当該限度額を超えるときは、当該合算額を限度とする</p> <p>○限度額</p> <p>(1)取得に要する経費が5億円(デザイン業にあつては 5,000 万円)以上で新規雇用者数が 10 人(デザイン業にあつては5人)以上の場合 1 億円(製造業にあつては2億円)</p> <p>(2)取得に要する経費が 50 億円以上で新規雇用者数が 10 人以上の場合又は取得に要する経費が5億円以上で新規雇用者数が 60 人以上の場合 2.5 億円(製造業にあつては5億円)</p> <p>(3)取得に要する経費が 100 億円以上で新規雇用者数が 100 人以上で産業構造の高度化に資すると市長が認める業種である場合 15 億円(製造業にあつては 30 億円)</p> <p>(取得に要する経費が 100 億円までの部分は当該経費の 10%以内、100 億円を超える部分は当該経費の 2%以内の額とする)</p> <p>○富山県企業立地助成金交付要綱に規定する先端産業立地奨励事業に該当するものについては、前項の額に、取得に要する経費の 10%以内の額(限度額 10 億円)を加算する</p> <p>○市内の中小企業者が製造業の新分野へ進出する</p>	

			ための設備を取得する場合「新分野進出設備取得助成金」と同内容の助成金を加算
	(改正 H27.10)	○投下固定資本総額が5億円以上 ○新規雇用5人(製造業以外3人)以上	企業立地拡充助成金 ○工場等の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の5%以内(製造業以外2.5%) ○限度額 1億円(製造業以外5,000万円)
富山市物流業務施設立地助成金交付要綱	H23.1 (改正 R5.4)	○富山県物流業務施設立地助成金交付要綱の適用を受けていること	○物流業務施設の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の5%以内(うち県助成1/2) ○限度額 1億円 ただし、企業立地助成金及び用地取得助成金の助成がいずれもあるものとして、それぞれ算定される額の合算額が当該限度額を超えるときは、当該合算額を限度とする
民間研究所立地助成金交付要綱	H24.3 (改正 H27.10) (改正 R4.4) (改正 R6.4)	○操業開始前後1年間に、新たに雇用される市内在住の研究者が3~9人の場合	○自然科学研究所の新設・増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費に下記区分による助成率を乗じたもの。 新規雇用研究者数 3~9人:15%(限度額1億円)
新分野進出設備取得助成金交付要綱	H24.3	○投下固定資本総額1,000万円以上	○市内の中小企業者が製造業の新分野へ進出するための設備の取得に要する経費の30%以内 ○限度額 3,000万円
富山市空き工場等大規模修繕助成金交付要綱	H27.3	○中小企業者等であること ○空き工場用地活用促進事業によるマッチングサイトを活用した空き工場等及び助成対象償却資産の修繕に要した経費が500万円以上	○対象経費の10%以内の額 ○限度額500万円
情報通信関連企業立地助成金	R6.4	○市内に事業所を新設 ○新規雇用10人以上(本社機能を県外から移転する場合は5人以上(中小企業者は1人以上)であること	○(1)オフィス賃借料の10%×3年間 ○(2)通信回線費10%×3年間 ○(3)新規雇用者10万/人 ○限度額(1)240万円/年(2)400万円/年(3)2,000万円
本社機能等立地促進助	H27.10 (改正 R3.4)	○県外からの本社機能等移転 ○操業開始後1年以内に新規雇用5人	○下記の経費(うち県助成1/2) (1)用地・建物・設備の取得費10%

成金交付要綱	(改正 R4.4) (改正 R6.4)	以上(中小企業者は1人以上)となること ○投下固定資産 5,000 万円以上	(2) 事業所移転費 50% (3) 移転従業員及びその同居家族の転居費 50% (4) 移転従業員が居住する社員寮の設置費 10% ○限度額5億円
航空機産業支援助成金交付要綱	H29.4	○中小企業者等であること	○(1)航空機産業における人材育成に要する経費の 2/3 ○(2)航空機メーカー等が求める試作品製造に要する経費の 1/2 ○(3)JISQ9100 及び Nadcap の新規取得に要する経費の 1/3 ○限度額(1)500 万円(2)500 万円(3)150 万円

16202

富山県

高岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の免除】 ①土地、建物、構築物の合計取得価額10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野) ③当該新增設について地域経済牽引事業計画を策定し、富山県知事の承認をうけた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)		課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法に基づく固定資産税の軽減】 ①土地、建物、構築物、機械装置の合計取得額3,800(中小企業は1,900) ②当該施設について地方拠点強化地域特別業務施設整備計画を策定し、富山県知事の認定をうけた者		移転型(東京23区からの移転) ⇒課税免除 拡充型(移転型以外) ⇒不均一課税 1年目:0.14% 2年目:0.467% 3年目:0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
高岡市産業集積促進条	H17.11 H18.6	【立地助成金(市単独)】 ○製造業、旧頭脳立地法に規定する16業種	○投下固定資産額の5%。ただし、カーボンニュートラル・

例	改正	○工場等又は産業業務施設を新設し、又は増設した者(富山県企業立地助成金交付要綱に適合する場合を除く。)	省エネ・DXに資する設備には3%を、特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内における新設にあつては当該投下固定資産額の5%を加算する
	H20.6		
	改正	○土地取得後3年以内に操業	○限度額1億円。ただし、特定団地における新設にあつては2億円とする
	H20.12		
	改正	○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上(中小企業3人以上)※女性の新規雇用者は2カウント	
	H21.3		
	改正	○投下固定資産額3億円以上	
	H22.12		
	改正	(特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内の新設は1億円以上)	
	H24.3		
	改正	○製造業、旧頭脳立地法に規定する16業種	○投下固定資産額の5%。ただし、カーボンニュートラル・省エネ・DXに資する設備には3%を加算する。
	H26.3		
	改正	○遊休不動産を新たに取得又は貸借し実施する設備投資	○限度額5千万円
	H27.9		
	改正	○投下固定資産額1億円以上	
	H28.3		
	改正	○本社機能を有する事業所、研究所、研修所を新設し、又は増設した者(富山県企業立地助成金交付要綱に適合する場合を除く。)	○投下固定資産額の5%。ただし、特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内における新設にあつては当該投下固定資産額の5%を加算する。
	H28.4		
	改正	○土地取得後3年以内に操業	○限度額1億円。ただし、特定団地における新設にあつては2億円とする。
	H30.3		
改正	○操業開始後1年以内に新規雇用者1人以上		
H30.3			
改正	○投下固定資産額5千万円以上		
R2.3			
改正	【立地助成金(県間接)】		
R4.6			
改正	富山県企業立地助成金交付要綱に適合していること	○次に掲げる業種及び投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乗じて得た額の合計額。ただし、特定団地における新設(特認又は大規模特認を除く。以下この欄において同じ。)にあつては当該固定資産額の5%を加算する	
R5.3			
改正		<製造業の場合>	
R5.6			
改正		(1) 100億円以下 10%	
R6.2			
改正		(2) 100億円超 2%	
R6.6			
改正		<非製造業の場合>	
R7.6			
改正		(1) 100億円以下 7.5%	
			(特認又は大規模特認にあつては5%)
			(2) 100億円超 1%
			<本社機能施設の場合>
			(1)投下固定資産額の10%
			(2)事業所移転費及び従業員転居費の50%
			○限度額は次に掲げる業種の区分に応じた額
			<製造業の場合>

		<p>2億円。ただし、特定団地内における新設(特認又は大規模特認を除く。以下この欄において同じ。)にあつては3億円、特認にあつては5億円、大規模特認にあつては30億円とする。</p> <p><非製造業の場合></p> <p>1億5千万円。ただし特定団地内における新設(特認又は大規模特認を除く。以下この欄において同じ。)、特認にあつては2億5千万円、大規模特認にあつては、15億円とする</p> <p><本社機能施設の場合></p> <p>5億円。ただし、特定団地における新設(特認を除く。以下この欄において同じ。)にあつては6億円、特認にあつては30億円とする。</p> <p>※「特認」とは、投資規模が大きいもの又は雇用効果が大きいものとして市長が認めるものをいい、「大規模特認」とは、投資規模及び雇用効果が特に大きく、かつ、産業構造の高度化に資すると市長が認めるものをいう</p> <p>※製造業及び非製造業ともに通算限度額は、特定団地に係る加算分を除き10億円(大規模特認に該当する場合又は立地助成金と先端産業助成金を合わせて交付する場合は、50億円)とする</p>
	<p>【先端産業立地助成金】</p> <p>富山県企業立地助成金交付要綱に適合していること</p>	<p>○投下固定資産額の10%</p> <p>○限度額10億円</p> <p>○通算限度額は、立地助成金(県助成要件に適合するものに限り、特定団地に係る加算分を除く。)と合わせて50億円とする</p>
	<p>【物流業務施設立地助成金(市単独)】</p> <p>○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業</p> <p>○物流業務施設を新設し、又は増設した者(富山県物流業務施設立地助成金交付要綱に適合する場合を除く。)</p> <p>○土地取得後3年以内に操業</p> <p>○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上(中小企業3人以上)※女性の新規雇用者は2カウント</p> <p>○投下固定資産額5億円以上</p>	<p>○投下固定資産額の5%。ただし、カーボンニュートラル・省エネ・DXに資する設備には3%を、特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)及び港湾用地(伏木富山港伏木地区のうち、外港港湾関連用地及び外港危険物取扱施設用地)内における新設にあつては、10%とする</p> <p>○限度額1億円。ただし、特定団地及び港湾用地内における新設にあつては、2億円とする</p>

(特定団地(ICパーク高岡、大滝工業団地)内の新設は1億円以上)	
<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業 ○遊休不動産を新たに取得又は貸借し実施する設備投資 ○投下固定資産額1億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の5%。ただし、カーボンニュートラル・省エネ・DXに資する設備には3%を加算する。 ○限度額5千万円
<p>【物流業務施設立地助成金(県間接)】</p> <p>富山県物流業務施設立地助成金交付要綱に適合していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の7.5%。ただし、特定団地及び港湾用地内における新設にあつては、12.5%とする ○限度額1億5千万円。ただし、特定団地及び港湾用地内における新設にあつては、2億5千万円とする
<p>【雇用奨励助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地助成金(市単独)及び物流業務施設立地助成金(市単独)の対象業種 ○工場等、産業業務施設又は物流業務施設を新設し、又は増設した者 ○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上 <p>※令和6年度着工分まで適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する新規雇用者1人につき50万円 ○限度額1億円
<p>【公共的施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地助成金(市単独)の対象業種 ○工場等の新設 ○土地取得後3年以内に操業 ○操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上(中小企業3人以上) ○投下固定資産額1億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場等の床面積1㎡当たり3,000円(中小企業3,600円) ○限度額3,000万円
<ul style="list-style-type: none"> ○立地助成金(市単独)の対象業種 ○工場等の新設(上記以外)又は増設 ○投下固定資産額5,000万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場等の床面積1㎡当たり2,000円(中小企業2,400円)。ただし、設備等のみを設置した場合は、投下固定資産額の1%とする ○限度額2,000万円。ただし、設備等のみを設置した場合は、300万円とする

	<p>【地域経済牽引事業助成金(市単独)】</p> <p>(通常型)</p> <p>○立地助成金(市単独)の対象業種</p> <p>○投下固定資産額1億円以上(中小企業5,000万円以上)</p> <p>○富山県知事が承認した地域経済牽引業計画に基づき取得した固定資産であること</p> <p>(事業承継支援型)</p> <p>○立地助成金(市単独)の対象業種</p> <p>○投下固定資産額3,000万円以上</p> <p>○代表者が交代する事業承継に併せた設備投資であること。</p>	<p>(通常型)</p> <p>○投下固定資産額の1.5%</p> <p>○限度額5,000万円</p> <p>(事業承継支援型)</p> <p>○投下固定資産額の1.5%</p> <p>○限度額500万円</p>
--	---	---

〈融資〉

条例名	制定年月	対象者の要件	融資内容		
			融資対象事業等	融資条件	限度額
高岡市中小企業事業資金あっせん融資規則(設備投資支援資金)	H22.2 H24.3 改正 H25.3 改正 H30.3 改正 R6.3 改正	○中小企業者で引き続き1年以上同一事業を営んでいる者 ○市内に住所又は主たる事業所を有する者 ○市税を完納している者	○事業費100万円以上 ○店舗、工場、事務所等の新築、改築等又は営業設備、機械設備の設置、更新などを市内で行う事業	○利率1.8%以内 ○貸付期間10年以内(うち据置1年以内) ○保証料率0.35%~1.05%(市が全額補給(※)) (※)事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引き上げた部分の保証料を除く。	○5,000万円 (土地・建物取得の場合は1億円)
高岡市中小企業事業資金あっせん融資規則(市内進出支援資金)	H22.2 H28.3 改正 H29.3 改正 H30.3 改正 R6.3	○中小企業者で引き続き1年以上事業を営んでいる者。 ○市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して1年以内であること。若しくは、市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があること又は移転後1年以内であること。	○設備資金・運転資金 ※いずれも高岡市内の事業にあつてること	○利率1.5%以内 ○貸付期間は設備資金10年以内、運転資金6年以内(いずれも据置期間1年以内) ○保証料率0.35%~1.05%(市が全額	○5,000万円。 ただし、運転資金は2,000万円

	改正	<p>○当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物若しくは土地を取得している又は取得する予定があること。</p> <p>○市税を完納している者</p>		<p>補給(※))</p> <p>(※)事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引き上げた部分の保証料を除く。</p>	
--	----	--	--	--	--

16204

富山県

魚津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
<p>①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円 (農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては、五千万円)</p> <p>②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野)</p> <p>③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認をうけた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>①移転型:東京 23 区から地方へ本社機能等(全部・一部)を移転する場合</p> <p>②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する場合</p> <p>※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。</p> <p>※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること。</p> <p>③減価償却資産の合計取得額が 3,800 万円以上(中小企業は 1,900 万円以上)</p>	<p>・特定業務施設における常用雇用者5人(中小企業者1人)以上</p> <p>・特定業務施設において増加させる雇用者5人(中小企業者1人)以上</p> <p>※①の場合増加させる雇用者の過半数が東京 23 区からの転勤者であること。</p>	<p>①移転型:課税免除</p> <p>②拡充型:不均一課税</p>	固定資産税	3年間
<p>市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。</p> <p>①労働生産性が年平均3%以上向上すること。</p> <p>②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。</p> <p>③以下のいずれかの設備であり、投資利益率が</p>	—	課税標準額を 1/2 又は 1/4 に軽減	固定資産税	3年間 又は 5年間

年平均5%以上向上すること。 【設備の種類(最低取得価格)】 ・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具備品(30万円以上) ・建物付属設備(60万円以上) ④雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は、3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明したこと。				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
魚津市商工業振興条例	S58.1	企業立地助成金	
	H23.4	○工場新設の場合の用地・建物・設備取得経費及び電気料金等	
	改正	○工場増設の場合の建物・設備取得経費及び増設に伴い必要となる用地取得経費	
	H27.12	○県外から市内へ本社機能施設を移転する場合の用地・建物・設備取得経費及び電気料金等	
	改正		
	H28.3	1-1. 用地等取得助成(工場等)	【助成率】
	改正	①(特認事業)	助成対象経費(以下、「取得費」)のうち 100 億円
	H30.6	新規雇用従業員数 100 人以上かつ投下	以下の部分
	改正	固定資産額が 100 億円以上。	製造業 取得費の 10%
	R02.3		その他 取得費の 5%
改正		取得費のうち 100 億円を超える部分	
R04.6		製造業 取得費の 2%	
改正		その他 取得費の 1%	
R05.6		【限度額】	
改正		製造業 30 億円	
		その他 15 億円	
		※その他とは、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業を指す。	
		②	【助成率】
		新規雇用従業員数 60 人以上又は投下	製造業 取得費の 10%
		固定資産額が 50 億円以上。	その他 取得費の 5%
		※ただし、投下固定資産額が 5 億円以上かつ新規雇用従業員数が 10 人以上	【限度額】
		を満たすこと。	製造業 5 億円
			その他 2 億 5,000 万円
			※その他とは、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業を指す。

	<p>③</p> <p>【製造業】 新規雇用従業員数が 10 人以上かつ投下固定資産額が5億円以上。</p>	<p>【助成率】 取得費の 10%</p> <p>【限度額】 2億円</p>
	<p>④</p> <p>【製造業】 新規雇用従業員数が3人以上かつ投下固定資産額が1億円以上。 ※新規雇用従業員数に市外から転入する従業員が含まれる場合、工場新設にあつては当該従業員1人につき 1.5 人、工場増設にあつては従業員1人につき2人として算定する。</p>	<p>【助成率】 取得費の 10%</p> <p>【限度額】 3,000 万円</p>
	<p>⑤</p> <p>【ソフトウェア業、情報サービス関連産業】 新規雇用従業員数が 10 人以上かつ投下固定資産額が 5,000 万円以上。 【デザイン業】 新規従業員数が5人以上かつ投下固定資産額が 5,000 万円以上。</p>	<p>【助成率】 取得費の5%</p> <p>【限度額】 1億円</p>
	<p>⑥</p> <p>【ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】 新規雇用従業員数1人以上かつ投下固定資産額が 3,000 万円以上。</p>	<p>【助成率】 取得費の5%</p> <p>【限度額】 1,000 万円</p>
	<p>1-2. 用地等取得助成(本社機能施設等)</p> <p>①特認事業 新規雇用従業員数 60 人以上かつ投下固定資産額 100 億円以上。</p>	<p>【助成率】 取得費のうち 100 億円以下の部分 取得費の 10%</p> <p>取得費のうち 100 億円を超える部分 取得費の2%</p> <p>【限度額】 30 億円</p>
	<p>② 新規雇用従業員数5人以上かつ投下固定資産額 5,000 万円以上。</p>	<p>【助成率】 取得費の 10%</p> <p>【限度額】 5億円</p>

		<p>1-3. 電気料等助成</p> <p>【製造業】 1-1-④と同じ。 ※ただし増設の場合は対象外。</p> <p>【ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】 1-1-⑥と同じ。 ※ただし増設の場合は対象外。</p>	<p>【助成率】 電気料料金の25%を最長5年間助成</p> <p>【限度額】 年間500万円(契約電力が1,500kw以上の場合は年間1,000万円)</p>
		<p>1-4. 借地助成</p> <p>【製造業】 1-1-④と同じ</p> <p>【ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】 1-1-⑥と同じ</p>	<p>【助成率】 土地・建物の賃借料の40%を最長3年間助成</p> <p>【限度額】 年間300万円</p>
		<p>1-5. 見学・体験施設等助成</p> <p>新設又は増設であって、建物及び償却資産の取得価額が5,000万円以上</p>	<p>【助成率】 建物及び償却資産の取得費の1/3</p> <p>【限度額】 2,000万円</p>
		<p>2. 山村地域立地助成</p> <p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業】 新設又は増設であって、新規雇用従業員数3人以上かつ投下固定資産額が1,000万円以上。</p>	<p>【助成率】 用地、建物および償却資産の取得費の10%</p> <p>【限度額】 1工場等について1,000万円 1工場敷地について2,000万円</p>
		<p>3-1. 工場環境整備助成（新設）</p> <p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】 新規雇用従業員数20人(デザイン業はデザイナーが5人)以上かつ投下固定資産額が5億円(デザイン業は1億円)以上。</p>	<p>【助成率】 「廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設、緑地や池等の環境施設、消融雪装置、除雪機械等地域の特殊性に対応する施設、設備及び機器の整備にかかる経費の2/3」又は「新規雇用従業員一人につき20万円を乗じて得た金額」のいずれか低い方。</p>
		<p>3-2. 工場環境整備助成（増設）</p> <p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】 新規雇用従業員数60人以上かつ投下固定資産額が5億円(デザイン業は1億円)以上。</p>	<p>【限度額】 6,000万円</p>

		4. 物流業務施設立地助成 新設又は増設であって、新規雇用従業員数が 10 人以上かつ投下固定資産額が5億円以上。	【助成率】 用地、建物および償却資産の取得費の5% 【限度額】 1億円
		5. 国際標準化機構規格認証取得支援 市内に国際標準化機構規格の認証に係る施設を有すること。	【助成率】 審査登録機関に支払った経費の 25% 【限度額】 50 万円
魚津市サテライト オフィス設置促進 助成金交付要綱	H30. 7 R02. 10 改正 R03. 4 改正 R04. 4 改正 R07. 4 改正	県外企業が市内にオフィス(1人以上の従業員を配置)を新設すること。 【対象業種】 製造業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、広告業、デザイン業、コールセンター業等。	【助成率】 開設費は 50%、運営費は 30% ※開設費とは、内装改修費、インターネット等回線工事費、セキュリティ経費を指す。 ※運営費とは、土地及び建物の賃借料(敷金・礼金・共益費除く)、通信回線使用料、情報システム保守料を指す。 【限度額】 開設費:500 万円 ※富山県サテライトオフィス等施設整備費補助金交付要綱の対象とならない場合は 100 万円。 運営費:月額 10 万円 【その他】 開設費は1回限り、運営費は最長2年間助成
魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金交付要綱	R02. 4 R03. 4. 1 改正 R05. 4 改正 R07. 4 改正	本市に住民登録をする新規雇用従業員数が5人以上かつ投下固定資産額が5,000 万円以上。	【助成率】 本市に住民登録をする従業員1人につき 50 万円を乗じて得た額 【上限額】 500 万円

16201

富山県

氷見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種（医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野） ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認をうけた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画で定める集積区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型：東京 23 区から地方へ本社機能等（全部・一部）を移転する場合 ②拡充型：地方にある企業が本社機能等を強化する場合 ※本社機能等：経営意志決定、経営資源管理（総務、経理、人事）、各種業務総括（研究開発、国際事業等）などの事業所（特定業務施設）をいう。 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること。	・当該本社機能等の従業員数が5人（中小企業は1人）以上増加	課税免除 または 不均一課税	固定資産税	3年間
市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。 ③導入する以下のいずれかの設備が、旧モデル比で年平均5%以上向上すること。 【設備の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ・機械装置（160 万円以上/10 年以内） ・測定工具及び検査工具（30 万円以上/5年以	—	課税免除	固定資産税	3年間

内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物付属設備(60万円以上/14年以内)				
過疎地域自立促進特別措置法 ①製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く)、情報サービス業の用に供する設備であること。 ②一の事業年度において、設備の取得価額の合計額が、500～2,000(事業者の資本金規模に応じて設定)を超えるものであること。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
氷見市商工業振興 条例及び同施行規 則	H17.3 規則	○商工業者が、工場等を新設、増設又は移設したとき	企業立地助成金 【製造業の場合】 ○投下固定資産額の10% ○限度額 5,000万円
	H18.3 H20.3 H21.3 H22.9 H22.12 H26.6 R3.8 R4.8 R6.6 一部改正	こと (2) 富山県物流業務施設立地助成金交付要綱(以下「県物流業務施設立地要綱」という。)が適用されないこと (3) 新規雇用者数が5人以上(デザイン業にあつては、3人以上) (4) 投下固定資産額が製造業にあつては1億円以上(製造業以外は3,000万円以上) (5) 卸売業及び小売業を除く	【製造業以外の場合】 ○投下固定資産額の5% ○限度額 2,500万円
		2. (1) 県企業立地要綱の適用があること (2) 新規雇用者数が市長が定める人数以上であること	【製造業の場合】 ○投下固定資産額の10%(ただし100億円を超える額については2%) ○限度額 2億円(市長が特に必要と認める場合は5億円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資するものと認める場合は30億円) 【製造業以外の場合】 ○投下固定資産額の5%(ただし100億円を超える額については1%)

			○限度額 1億円(市長が特に必要と認める場合は 2.5 億円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資するものと認める場合は 15 億円)
		3. (1) 県物流業務施設立地要綱の適用があること (2) 新規雇用者数が市長が定める人数以上であること	○投下固定資産額の5% ○限度額 1億円
		○富山県外の企業が本社機能施設等を市内に移転したとき 1. (1) 県企業立地要綱が適用されないこと (2) 新規雇用者の人数が5人(中小企業者が本社機能等を新設する場合にあっては、1人)以上であること	○投下固定資産額の5%(事業所移転費及び従業員転居費を含む場合は、当該経費に100分の25を乗じて得た額と投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額の合計額) ○限度額 500万円
		2. (1) 県企業立地要綱が適用されること (2) 新規雇用者の人数が市長が定める人数以上であること	○投下固定資産額の合計額の10% (事業所移転費及び従業員転居費を含む場合は、当該経費に100分の50を乗じて得た額と投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額の合計額) ○限度額 5億円(市長が特に必要と認める場合にあっては30億円)
		○情報関連企業、デザイン業等が賃借により市内で事務所を新設する場合 ただし、氷見市小規模企業団地内における新設を除く 1. (1) 富山県 IT・オフィス系企業立地助成金交付要綱が適用されないこと (2) 新規雇用者が5人以上であること (3) 市のサテライトオフィス開設事業補助金の交付を受けていないこと	事業所賃借料助成金 ○賃借料の50% ○助成期間 3年間 ○限度額 賃借料 年額 600万円 専用回線使用料 年額 1,000万円
		2. (1) 富山県 IT・オフィス系企業立地助成金交付要綱が適用されること (2) 新規雇用者が60人以上であること (3) 市のサテライトオフィス開設事業補助金の交付を受けていないこと	○賃借料の25% ○助成期間 6年間 ○限度額 賃借料 年額 600万円 専用回線使用料 年額 1,000万円
		○製造業を営む者が、工場等の新設、増設又は移設に伴い、工業用に上水道を使用することとなった場合	水道料金助成金 ○年間使用量 ・24,000～36,000 m ³ の場合

		<p>(1) 製造業で、かつ、事業の用に供するものに限る</p> <p>(2) 月使用水量が 2,000 m³以上で、かつ年間の使用水量が 24,000 m³以上</p>	<p>月使用料金の 30%</p> <p>・36,000 m³を超える場合</p> <p>月使用料金の 50%</p> <p>○助成期間</p> <p>操業開始後5年間</p> <p>○限度額 月額 50 万円</p> <p>ただし、同一企業が、市内で2以上の工場等を操業する場合は、その使用水量の合計</p>
		<p>○商工業者が、工場等の敷地面積の 10%以上の緑地を設置したとき</p> <p>ただし、用地の取得に係る経費を除く</p>	<p>緑化推進助成金</p> <p>○工事価格の 30%</p> <p>○限度額 700 万円</p> <p>ただし、県企業立地要綱が適用される場合は、市長が定める額</p>
		<p>○商工業者が工場等の敷地内の道路に、融雪装置を設置したとき</p>	<p>融雪装置設置助成金</p> <p>○工事価格の 30%</p> <p>○限度額 700 万円</p> <p>ただし、県企業立地要綱が適用される場合は、市長が定める額</p>
		<p>○商工業者が、工場等の新設、増設又は移設に伴い、公害防止等に必要な設備を整備したとき</p> <p>ただし、用地の取得に係る経費を除く</p>	<p>公害防止施設等整備助成金</p> <p>○工事価格の 20%</p> <p>○限度額 1,000 万円</p> <p>ただし、企業立地助成金の対象である場合は、当該助成の適用はしない</p>
		<p>○商工業者が、その従業員の福利厚生施設を新設又は増設したとき</p> <p>ただし、建物内部の一部改修での設置は適用しない</p> <p>・延べ床面積が 150 m²超</p>	<p>福利厚生施設設置助成金</p> <p>○工事価格の5%</p> <p>○限度額 500 万円</p>
		<p>○特殊技術に関する資格又は免許を取得するための研修会等への派遣</p> <p>○中小企業者が他の研修機関が行う技術研修等に従業員を派遣した場合</p>	<p>技術研修等派遣助成金</p> <p>○1人につき5万円</p> <p>○限度額 10 万円</p>
		<p>○商工業者が、高度化事業を行うために市長が指定する融資機関から資金を借り入れた場合</p>	<p>利子補給金</p> <p>○交付額</p> <p>1月1日から12月31日までの期間における毎日の最高融資残高の総和を当該期間中の日数で除して得た額の 2%</p>

			○助成期間 3年間
		○中小企業者が中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約を中小企業事業団と締結し、その掛金を納付した場合	倒産防止対策事業助成金 ○掛金の20%相当額(1年間限り) ○限度額 9万6千円
		○商工業者が、工場等の新設、増設又は移設に伴い、操業開始後1年以内に新規雇用従業員を雇用した場合 (1) 富山県 IT・オフィス系企業立地助成金交付要綱が適用されないこと (2) 市内に住所を有する者 (3) 新規雇用従業員数 製造業5人以上 デザイン業3人以上 (4) 雇用後、1年以上の継続雇用	雇用促進助成金 ○1人当たり50万円 ○限度額 1,000万円 ただし、企業立地助成金の対象である場合は、当該助成の適用はしない
		○中小企業者が新規雇用従業員を雇用した場合 (1) 富山県 IT・オフィス系企業立地助成金交付要綱が適用されないこと (2) 市内に住所を有する者 (3) 雇用者数は、同時に5人以上 (4) 雇用後、1年以上の継続雇用	雇用促進助成金 ○1人当たり20万円 ○限度額 300万円 ただし、企業立地助成金の対象である場合は、当該助成の適用はしない
氷見市サテライトオフィス開設事業補助金交付要綱	R04.4	○市内にサテライトオフィスを開設し、補助申請後、当該サテライトオフィスにおける業務を5年以上継続することが見込まれること。 ○開設したサテライトオフィスにおいて、市内に住所を有する従業員等を1人以上配置すること。 ○開設したサテライトオフィスを他の事業者等に営利目的で賃貸するなど、サテライトオフィスに係る自らの業務以外の目的で第三者に供していないこと。 ○補助金の交付を受けようとする者が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は、国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。	○開設費(サテライトオフィスの開設に伴う改装費(増改築を含む。ただし、住居部分を除く。)等)の1/2 ○運営費(サテライトオフィスを新設する不動産の賃借料(駐車場代を含む。ただし、申請者本人又は申請者の3親等以内の者若しくは申請者の2親等以内の者が代表を務める法人が所有する場合若しくは法人の役員が所有する場合並びに事務所等が住居と併設されている場合、住居部分に係る賃借料及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料、共益費を除く。)等)の1/2 ○限度額 100万円

氷見市女性が輝くオフィス進出促進事業補助金交付要綱	R07.4	<p>○氷見市への新規立地を目的として、試行的に事業を行う意向を有すること。</p> <p>○市内にオフィスを開設し、業務を1年以上継続する見込みがあること。</p> <p>○開設するオフィスにおいて、常時勤務する従業員等を5名以上配置すること。</p> <p>○開設するオフィスを第三者に賃貸しないこと。</p> <p>○同一事業において、国、県又は市の類似の補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>事業所賃借料</p> <table border="1" data-bbox="1054 203 1437 831"> <thead> <tr> <th>開設するオフィスに配置する従業員等数</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～10人</td> <td>1/2(ただし、常時</td> <td>月額 15万円</td> </tr> <tr> <td>11～20人</td> <td>雇用者のうち</td> <td>月額 20万円</td> </tr> <tr> <td>21～30人</td> <td>女性が7割以上の</td> <td>月額 30万円</td> </tr> <tr> <td>31人～</td> <td>場合、10/10)</td> <td>月額 50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>広告宣伝費</p> <table border="1" data-bbox="1054 927 1437 1263"> <thead> <tr> <th>開設するオフィスに配置する従業員等数</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人～</td> <td>1/2</td> <td>年 100万円</td> </tr> </tbody> </table>	開設するオフィスに配置する従業員等数	補助率	限度額	5～10人	1/2(ただし、常時	月額 15万円	11～20人	雇用者のうち	月額 20万円	21～30人	女性が7割以上の	月額 30万円	31人～	場合、10/10)	月額 50万円	開設するオフィスに配置する従業員等数	補助率	限度額	5人～	1/2	年 100万円
開設するオフィスに配置する従業員等数	補助率	限度額																						
5～10人	1/2(ただし、常時	月額 15万円																						
11～20人	雇用者のうち	月額 20万円																						
21～30人	女性が7割以上の	月額 30万円																						
31人～	場合、10/10)	月額 50万円																						
開設するオフィスに配置する従業員等数	補助率	限度額																						
5人～	1/2	年 100万円																						
氷見市若者・女性が活躍する企業づくり支援事業補助金交付要綱	R07.4	<p>市内に主たる事業所の所在地を有する者又は補助金の申請年度内に市内に主たる事業所を開設する中小企業者</p>	<p>○下記対象経費の1/2</p> <p>(1)採用に関する自社ホームページの新規作成・改修に要する経費</p> <p>(2)採用に関する企業PR動画の制作に要する経費</p> <p>(3)就職・転職情報サイトに会社情報を掲載に要する経費</p> <p>(4)市外で開催される求人合同企業説明会等に参加に要する経費</p> <p>○限度額 20万円</p>																					

16206

富山県

滑川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
あ①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種 (医薬品、高度技術等を活用した成長ものづくり、農 林水産・地域商社、デジタル・情報通信、観光・スポ ーツ・文化・まちづくり、環境・エネルギー、クリエイ ティブ、食料品・飲料製造、物流関連産業) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引計 画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投 資促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型:東京 23 区から地方へ本社機能等(全部・ 一部)を移転する場合 ②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する 場合 ※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総 務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事 業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富 山県知事の認定を受けること。	・特定業務施設における 常時雇用者5人(中小企 業者1人)以上 ・特定業務施設において 増加させる雇用者5人(中 小企業者1人)以上 ※①の場合増加させる雇 用者の過半数(事業開始 年度の雇用条件によっ ては1/4以上)が東京23区 からの転勤者であること。	課税免除 又は 不均一課税	固定資産税	3年間
市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の 認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の 用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査 工具、器具備品、建物附属設備を導入すること。 ③導入する以下のいずれかの設備が、年平均の投 資利益率5%以上となることが見込まれること。 【設備の種類(最低取得価格)】 ・機械装置(160 万円以上) ・測定工具及び検査工具(30 万円以上) ・器具備品(30 万円以上)	—	1/2 又は 1/3	固定資産税	R5.6 ~ R7.6

・建物附属設備(60万円以上)				
-----------------	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
滑川市工業振興条例	S48.10	○指定地域内において以下の事業を行う	環境等整備補助金
	H20.4改正	企業者による工場の新増設	○公共施設の整備費は、工場の床面積に対して
	H23.4改正	製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報サービス関連産業(情報通信技術利用	1. 中小企業の工場
	H26.4改正	業並びに通信業、情報サービス業及びインターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業並びにコールセンター業。ただし、ソフトウェア業を除く。)、上記に関連する研究事業、このほか成長産業分野の事業として市長が特に認めるもの	1㎡当たり3,600円
H30.3改正		2. その他の工場	
R2.10改正		1㎡当たり3,000円	
R3.12改正		○公共施設整備経費×8/10	
R5.6改正		○限度額2,000万円	
R6.6改正			
		○公共施設(緑地、公園・遊園地、運動場、道路、用排水路、その他公共の用に供する施設)の整備	
		○既存工場の全面移転(市内の指定地域外から指定地域内への移設)	環境等整備補助金
		○移設に伴う公共施設(同上)の整備	○公共施設の整備費は、工場の床面積に対して
			1. 中小企業の工場
			1㎡当たり3,600円
			2. その他の工場
			1㎡当たり3,000円
			○公共施設整備費×1/2もしくは移転に要した経費×1/2のいずれか低い額
			○限度額 1,000万円
		○乳幼児入所施設の整備(ただし、保育室、遊戯室、便所等を設置し、保育室及び遊戯室の面積が乳幼児1人当たり5㎡以上かつ専任の保育者の設置)	環境等整備補助金
			○建設費(改造費を含み、用地取得費は除く。)の1/2以内
			○限度額 1施設について500万円
		○中小企業者で福利厚生施設の整備	利子補給
			○借り入れた資金(1,000万円限度)の毎年度末借入残高に対して
			(1) 共同施設 2.5%
			(2) 単独施設 1.5%
			○期間 5ヶ年度以内

	<p>○製造及び研究の事業を含む企業が指定地域内で工場を新設又は増設した場合</p> <p>①土地、家屋、償却資産(2,500万超)</p> <p>②新規雇用する従業員が3人以上</p>	<p>企業立地補助金</p> <p>○投下固定資産に係る固定資産税相当額</p> <p>○3年以内で限度額5,000万円</p>																
	<p>立地奨励事業</p> <p>○交付要件</p> <p>富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること。</p> <p>(1) 製造業にあつては、新設又は増設にかかる土地、家屋、償却資産及び構築物(以下「投下固定資産額」という。)が5億円以上となること。製造業以外にあつては、投下固定資産額が5千万円以上となること。</p> <p>(2) 新規雇用する従業員が10人以上となること。デザイン業にあつては、新規雇用する従業員が5人以上となること。</p> <p>(3) 市長が特に必要と認める場合にあつては、投下固定資産額が50億円以上又は新規雇用する従業員が60人以上となること。</p> <p>(4) 市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては、令和8年3月31日までに工場等の設置工事に着手し、投下固定資産額が100億円以上かつ新規雇用する従業員が100人以上となること。</p>	<p>○補助金の額</p> <p>補助金の額は、次に掲げる投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる補助率を投下固定資産額に乗じて得た額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="938 584 1401 976"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>投下固定資産額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>100億円以下</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>100億円超</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製造業以外</td> <td>100億円以下</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>100億円超</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>デザイン業</td> <td>5千万円以上</td> <td>100分の5</td> </tr> </tbody> </table> <p>製造業以外であっても市長が特に必要と認める場合は、製造業の助成率を適用する。</p> <p>○限度額</p> <p>製造業(製造業の助成率を適用する製造業以外のものを含む。)にあつては1工場等について2億円(ただし、デザイン業を除き市長が特に必要と認める場合にあつては5億円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては30億円とする。)、製造業以外にあつては1工場等について1億円(ただし、市長が特に必要と認める場合にあつては2億5千万円、市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては15億円とする。)</p> <p>○通算限度額</p> <p>1工場敷地について、10億円。(ただし、デザイン業を除き市長が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合又は企業立地奨励事業に係る補助金と先端産業立地奨励事業に係る補助金が合わせて交付される場合にあつては50億円とする。)</p>	業種	投下固定資産額	補助率	製造業	100億円以下	100分の10	100億円超	100分の2	製造業以外	100億円以下	100分の5	100億円超	100分の1	デザイン業	5千万円以上	100分の5
業種	投下固定資産額	補助率																
製造業	100億円以下	100分の10																
	100億円超	100分の2																
製造業以外	100億円以下	100分の5																
	100億円超	100分の1																
デザイン業	5千万円以上	100分の5																
	<p>サプライチェーン再構築・市内回帰奨励事業</p>	<p>○補助金の額</p> <p>補助金の額は、次に掲げる投下固定資産額の</p>																

	<p>○交付要件 富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること。</p> <p>(1) 次のア～ウのいずれかに該当し、市長が特に必要と認めるものであること。</p> <p>ア 海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えるための事業</p> <p>イ 海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えるための事業</p> <p>ウ 海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに市内工場で生産するための事業</p> <p>(2) 新設又は増設にかかる投下固定資産額が2億5千万円以上となること。</p> <p>(3) 新規雇用する従業員が10人以上となること。</p>	<p>区分に応じ、それぞれ次に掲げる補助率を投下固定資産額に乗じて得た額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="938 248 1361 398"> <thead> <tr> <th>投下固定資産額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>100億円超</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○限度額 1工場等について2億円(ただし、市長が特に必要と認めた場合にあつては5億円)とする。</p> <p>○通算限度額 企業立地奨励事業とあわせて1工場等について、10億円</p>	投下固定資産額	補助率	100億円以下	100分の10	100億円超	100分の2
投下固定資産額	補助率							
100億円以下	100分の10							
100億円超	100分の2							
	<p>本社機能施設等移転奨励事業</p> <p>○交付要件 富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること。</p> <p>(1) 本社機能を県外から移転すること。</p> <p>(2) 業務開始後1年以内(ただし、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合は、当該計画の期間内に新規雇用者が5人以上(ただし、中小企業者は1人以上)となること。</p> <p>(3) 市内で用地若しくは建物を取得し、又は賃借した後3年以内に業務を開始すること。</p> <p>(4) 投下固定資産額が5千万円以上となること。</p>	<p>○補助金の額 投資経費に100分の10を乗じて得た額(事業所移転費及び従業員転居費を含む場合は、当該経費に100分の50を乗じて得た額と投資経費に100分の10を乗じて得た額)</p> <p>○限度額 1本社機能施設等について5億円(ただし、市長が特に必要と認める場合には30億円とする。)</p>						
	<p>先端産業立地奨励事業</p> <p>○交付要件</p> <p>(1) 企業立地奨励事業に係る助成金の交付があること。</p> <p>(2) 情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野の事業であつて、産業構造の高度化に資すると認められる業種の</p>	<p>○補助金の額 投資経費に100分の10を乗じて得た額</p> <p>○限度額 1工場等について10億円</p>						

	<p>うち、市長が特に必要と認めるものであること。</p>							
	<p>新成長産業研究施設立地奨励金</p> <p>○交付要件</p> <p>富山県新成長産業研究拠点強化助成金交付要綱の適用を受けていること。</p> <p>(1) 投下固定資産額の取得価額が1億円以上であること。</p> <p>(2) 研究開始後1年以内に研究の業務に専ら従事することとなる者(以下『研究者』という。)が5人以上であること。</p>	<p>○補助金の額</p> <table border="1" data-bbox="938 297 1417 461"> <thead> <tr> <th data-bbox="938 297 1206 349">研究者数</th> <th data-bbox="1206 297 1417 349">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="938 349 1206 405">5人以上 15 人未満</td> <td data-bbox="1206 349 1417 405">100 分の 7.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 405 1206 461">15 人以上</td> <td data-bbox="1206 405 1417 461">100 分の 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>○限度額</p> <p>(1) 研究者数が5人以上 15 人未満の場合は7,500 万円、15 人以上の場合は1億円</p> <p>(2) 市長は、研究者数が30 人以上であって、特に必要と認める場合にあつては、2億 5,000 万円を限度とすることができる。</p>	研究者数	補助率	5人以上 15 人未満	100 分の 7.5	15 人以上	100 分の 10
研究者数	補助率							
5人以上 15 人未満	100 分の 7.5							
15 人以上	100 分の 10							

16207

富山県

黒部市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種 (医薬品、成長ものづくり、農林水産・地域商社、デ ジタル・情報通信、観光・スポーツ・文化・まちづくり、 環境・エネルギー、クリエイティブ、食料品・飲料製 造、物流関連分野) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引計 画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投 資促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型:東京 23 区から地方へ本社機能等(全部・ 一部)を移転する場合 ②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する 場合 ※本社機能等:経営意思決定、経営資源管理(総 務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事 業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富 山県知事の認定を受けること。	・特定業務施設におけ る常時雇用者5人(中 小企業者1人)以上 ・特定業務施設におい て増加させる雇用者5 人(中小企業者1人) 以上 ※①の場合増加させる 雇用者の過半数(事業 開始年度の雇用条件 によっては1/4以上)が 東京23区からの転勤 者であること。	(移転型) 課税免除 (拡充型) 不均一課税 1年目:0.16% 2年目:0.533% 3年目:1.067%	固定資産税	3年間
市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の 認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の 用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査 工具、器具備品、建物附属設備を導入すること。 ③導入する以下のいずれかの設備が、年平均の投 資利益率5%以上とすることが見込まれること。 【設備の種類(最低取得価格)】 ・機械装置(160万円以上)	—	課税標準の 特例 (賃上げ表明 なし) 1/2 (賃上げ表明 あり) 1/3	固定資産税	(賃上げ表明 なし) 3年間 (賃上げ表明 あり) 4又は5年間

・測定工具及び検査工具(30万円以上)				
・器具備品(30万円以上)				
・建物附属設備(60万円以上)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
黒部市企業立地助成金交付要綱	H23.3	○製造業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者 10 以上 (4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置 (6)地域振興上適当 (7)投下固定資産額が5億円以上	企業立地奨励事業 ○補助率:投下固定資産額×1/10 ○限度額:2億円
		○ソフトウェア業、情報サービス関連産業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者 10 人 (4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置 (6)地域振興上適当 (7)投下固定資産額が5,000万円	企業立地奨励事業 ○補助率:投下固定資産額×1/20 ○限度額:1億円
		○デザイン業の新規立地又は増設で、 (1)市内で用地取得又は賃借 (2)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業 (3)操業開始後1年以内に新規雇用者5人以上 (4)敷地内の緑化整備 (5)適正な公害防止措置 (6)地域振興上適当 (7)投下固定資産額が5,000万円以上	企業立地奨励事業 ○補助率:投下固定資産額×1/20 ○限度額:1億円
		○製造業等の新規立地又は大規模投資	工場環境整備事業

		<p>で、</p> <p>(1)市内で用地取得又は賃借</p> <p>(2)用地取得又は賃借後3年(大規模投資の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業</p> <p>(3)操業開始後1年以内に新規雇用者 60人以上</p> <p>(4)敷地内の緑化整備</p> <p>(5)適正な公害防止措置</p> <p>(6)地域振興上適当</p>	<p>○補助率:</p> <p>①施設整備費×2/3</p> <p>環境保全施設や消融雪装置の施設等の整備に要する費用</p> <p>②新規雇用者1人当たり 20 万円を乗じて得た額</p> <p>①②のうち低い額</p> <p>○限度額:6,000 万円</p>
		<p>○本社機能の県外からの移転で、</p> <p>(1)市内で用地若しくは建物の取得又は賃借</p> <p>(2)用地若しくは建物の取得又は賃借後3年以内に業務開始</p> <p>(3)業務開始後1年以内に新規雇用者数 5人(中小企業者1人)以上</p> <p>(4) 地域振興上適当</p> <p>(5)投下固定資産額が 5,000 万円以上</p>	<p>本社機能施設等移転奨励事業</p> <p>○補助率:</p> <p>①助成事業に要する経費×1/2</p> <p>②投資経費(投下固定資産額のうち用地および本社機能施設等の取得に要する経費)×1/20</p> <p>①②のうち低い額</p> <p>○限度額:5億円</p>
		<p>○製造業の新規立地又は増設で、</p> <p>(1)サプライチェーンを見直し、海外の生産拠点の市内回帰</p> <p>(2)市内で用地取得又は賃借</p> <p>(3)用地取得又は賃借後3年(増設の場合、工事着手からおおむね1年)以内に操業</p> <p>(4)操業開始後1年以内に新規雇用者 10以上</p> <p>(5)敷地内の緑化整備</p> <p>(6)適正な公害防止措置</p> <p>(7)地域振興上適当</p> <p>(8)投下固定資産額が 2 億 5,000 万円以上</p>	<p>企業立地奨励事業</p> <p>○補助率:投下固定資産額×1/10</p> <p>○限度額:2億円</p>
黒部市物流業務施設立地助成金交付要綱	H23.3	<p>○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業の新規立地又は増設で、</p> <p>(1)市内で用地取得又は賃借</p> <p>(2)用地取得又は賃借後3年以内に操業</p> <p>(3)操業開始後1年以内に新規雇用者 10人以上</p> <p>(4)適正な公害防止措置</p> <p>(5)地域振興上適当</p>	<p>○補助率:投下固定資産額×1/20</p> <p>○限度額:1 億円</p>

		(6)投下固定資産額が5億円以上 (7)社会資本等又は卸売市場の周辺5kmの区域内 (8)物資の仕分及び荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに物流加工の用に供する設備を有する施設	
黒部市商工業振興 条例	H19.3	○中小企業者及び新たに企業立地を行う者で、 (1)操業開始の3年前までに取得した投下固定資産の額が5,000万円以上 (2)操業開始から1年以内に新規雇用者が5人以上(石田企業団地及び新石田企業団地はこれに限らない)	固定資産税相当額助成 ○助成期間:操業開始から3年以内(石田企業団地及び新石田企業団地は5年以内) ○限度額:なし
		○中小企業者が新技術の開発又は未利用資源の活用のために行う研究	助成金 ○補助率:研究用原材料費及び研究用器具費×1/3 ○限度額:200万円
		○中小企業団体その他市長が必要と認める者が共同で消費者の利便を確保するための共同施設の新設又は増設 (1)自動車駐車場(新設200㎡以上又は駐車台数10台以上、増設100㎡以上又は駐車台数5台以上) (2)自転車置場(新設100㎡以上又は駐車台数50台以上、増設50㎡以上又は駐車台数25台以上) (3)照明施設(新設10基以上、増設5基以上) (4)消融雪施設(新設100m以上、増設50m以上) (5)その他の共同施設の新設・増設	助成金 ○補助率:(1)~(4)工事費×1/2 (5)工事費×1/3 ○限度額:(1)500万円 (2)~(4)300万円 (5)200万円
		○中小企業者が新製品の販路開拓するために本市区域外において開催する展示会	助成金 ○補助率:製品運搬料及び会場使用料×1/4 ○限度額:100万円
		○中小企業者が新技術の開発又は未利用資源の活用のために行う研究	利子及び保証料助成金 ○助成期間:借入期間10年超の場合は5

		<p>○中小企業団体その他市長が必要と認める者が共同で消費者の利便を確保するための共同施設(駐車場、自転車置場、照明施設、消融雪施設、その他の共同施設)の新設又は増設</p> <p>○中小企業者が事業の近代化のために行う設備の新設又は増設</p> <p>○中小企業者が工場等又は店舗等を新設、増設又は移設する場合の当該敷地となる土地の取得</p>	<p>年以内、借入期間 10 年以下の場合は3年以内</p> <p>○補助率:新技術開発の研究、未利用資源活用の研究…1/3、共同施設の新設又は増設…1/2、近代化設備の新設又は増設…1/3、工場等又は店舗等の用地取得…1/4</p> <p>○限度額:借入金額の5%(助成金の総額)</p>
黒部市中小企業融資保証料助成金及び利子補給金交付要綱	H18.3	<p>市税を完納している者で、</p> <p>(1)市内に住所又は事業所を有する者</p> <p>(2)県設備投資促進資金、県創業支援資金、県特定地域産業活性化資金及び県商業・サービス業活性化資金にあつては、設備投資を市内で行う者</p>	<p>保証料助成金</p> <p>○県中小商工業小口事業資金保証料の1/2</p> <p>○県設備投資促進資金保証料全額</p> <p>○県中小企業経営安定資金(連鎖倒産防止枠に限る)保証料全額</p> <p>○県緊急経営改善資金(県中小商工業小口事業資金の借換えに限る)保証料の1/2</p> <p>○県創業支援資金(創業者枠に限る)保証料の全額</p> <p>○県小規模企業等経営支援短期資金保証料の1/2</p> <p>○県特定地域産業活性化資金(企業立地促進枠に限る)保証料の全額</p> <p>○県商業・サービス業活性化資金保証料の全額</p> <hr/> <p>利子補給金</p> <p>○県中小企業経営安定資金(連鎖倒産防止枠に限る)融資にかかる利子の1/2</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種 （医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野） ③当該新增設に対し富山県知事に地域経済牽引事業計画の承認をうけた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型：東京 23 区から地方へ本社機能等を移転する場合 ②拡充型：県内にある企業が本社機能等を強化する場合 ※本社機能等：（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、商業事業部門、サービス事業部門、その他管理業務部門）をいう。 ※富山県知事に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けること。	・当該本社機能等において増加させる雇用者 5 人（中小企業者 1 人）以上	不均一課税	固定資産税	3年間
①庄川地域（東山見地区、青島地区、雄神地区、種田地区） ②対象業種（製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業）の用に供する家屋、償却資産、土地。	—	課税免除	固定資産税	3年間
市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。 ①労働生産性が年平均 3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェアを導入する	—	(1) 1 / 2 (2) 1 / 4	固定資産税	(1) 3年間 ※1. 5%以上の賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員

こと。 ③導入する以下のいずれかの設備が、投資利益率5%以上の投資計画に記載されたものであること。 【設備の種類（最低取得価格）】 ・機械装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物付属設備（60万円以上）				に表明した場合 (2)5年間 ※3.0%以上の賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合
--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
砺波市商工業振興条例施行規則	H16.11	企業立地基盤助成金	
	H19.4 改正	○新たな投下固定資産額が5,000万円以上	○助成対象経費
	H20.4 改正	○新規雇用者数が製造業で10人以上、ソフトウェア業等は5人以上	道路、橋梁及び排水路の新築又は改築に要する経費
	H21.1 改正		○助成額 助成対象経費の1/3以内 ○限度額 2,000万円
	H21.4 改正	企業立地助成金	
	H24.5 改正	【製造業】 (1) 新設工場 ○土地取得又は借地後3年以内に操業	【特定地域】 ○助成対象経費 特定地域における土地、事業所等の取得に要する経費（法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産に限る）
	R1.6 改正	○投下固定資産額が1億円以上（中小企業者は5,000万円以上）	○助成額 助成対象経費の15%以内
	R2.12 改正	○操業開始後1年以内に新規雇用者数が10人以上（中小企業者は3人以上）	○限度額 1億円（富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けるものにあつては2億円、県が特に必要と認める場合にあつては5億円、県が特に大規模で産業構造の高度化に資すると認める場合にあつては30億円を限度とし、大規模投資・先端産業立地奨励事業を含めた通算限度額は1工業敷地あたり50億円）
	R4.4 改正	(2) 増設工場 ○投下固定資産額が1億円以上（中小企業者は5,000万円以上）	【特定地域以外】 ○助成対象経費 特定地域以外における土地、事業所等の取得に要する経費（法人税法施行令第13条第1
	R6.4 改正	○増設後1年以内に新規雇用者数が5人以上増加（中小企業者は3人以上）	

		号から第3号までに掲げる資産に限る) ○助成額 助成対象経費の5%以内(富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けるものは、助成対象経費の10%以内) ○限度額 5,000万円(富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けるものは1億円)
	<p>【ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業、その他成長産業分野の事業】</p> <p>(1) 新設</p> <p>○土地取得又は借地後3年以内に操業</p> <p>○投下固定資産額が5,000万円以上</p> <p>○操業開始後1年以内に新規雇用者数が5人以上(中小企業者は3人以上)</p> <p>(2) 増設</p> <p>○投下固定資産額が3,000万円以上増加</p> <p>○増設後1年以内に新規雇用者数が3人以上増加</p>	<p>【特定地域】</p> <p>○助成対象経費 特定地域における土地、事業所等の取得に要する経費(法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産に限る)</p> <p>○助成額 助成対象経費の15%以内</p> <p>○限度額 1億円(富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けるものにあつては1億円)</p> <p>【特定地域以外】</p> <p>○助成対象経費 特定地域以外における土地、事業所等の取得に要する経費(法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産に限る)</p> <p>○助成額及び限度額 助成対象経費の10%以内</p> <p>○助成額及び限度額 5,000万円(富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けるものにあつては1億円)</p>
	<p>【ソフトウェア業、情報サービス関連産業】</p> <p>○砺波市内に本社を有する</p> <p>○新規雇用者数が10人以上(中小企業者は3人以上)</p>	<p>○助成対象経費 新設のオフィス賃借料(共益費除く)に要する経費。支配関係にある法人との相互に発生する経費は含まない。</p> <p>○助成金の交付の期間 3年間</p> <p>○助成額 助成対象経費の1/3以内</p> <p>○限度額 300万円(交付期間の総交付額)</p>
	先端産業立地助成金	
	<p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業、その他成長産業分野の事業】</p> <p>○富山県企業立地助成金交付要綱の先端産</p>	<p>○助成対象経費 土地、事業所等の取得に要する経費。(法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産に限る)</p>

	<p>業立地奨励金の適用を受けるもの</p>	<p>○助成額 助成対象経費の10% ○限度額 10億円</p>
	<p>物流業務施設立地助成金</p>	
	<p>【製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、その他成長産業分野の事業】 ○操業開始後1年以内に新規雇用者数が10人以上（中小企業者は3人以上） ○投下固定資産額が1億円以上</p>	<p>○助成対象経費 土地、事業所等の取得に要する経費（法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産に限る） ○助成額 (1) 新設 助成対象経費の10% (2) 増設 助成対象経費の5% ○限度額 (1) 新設 2億円 (2) 増設 1億2,000万円</p>
	<p>【製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、その他成長産業分野の事業】 ○富山県の助成要件に適合していること。</p>	<p>○助成対象経費 土地、事業所等の取得に要する経費（法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる資産に限る） ○助成額 (1) 新設 投下固定資産額の12.5% (2) 増設 投下固定資産額の7.5% ○限度額 (1) 新設 2億5,000万円 (2) 増設 1億5,000万円</p>
	<p>雇用奨励助成金</p>	
	<p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、その他成長産業分野の事業】 ○操業開始後1年以内に新規雇用従事者が3人以上 ○新たな投下固定資産額が3,000万円以上</p>	<p>○助成額 新規雇用従事者のうち砺波市に住所を有する者の数に20万円を乗じて得た額 ○限度額 1,000万円</p>
	<p>本社機能施設等移転助成金</p>	
	<p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、その他成長産業分野の事業】 ○富山県企業立地助成金交付要綱の本社機能施設等移転奨励事業の適用を受けるもの</p>	<p>○助成対象経費 土地、事業所等の取得に要する経費、社員寮の取得に要する経費、事業所移転費及び従業員転居費 ○助成額 助成対象経費の10%（事業所移転費及び従業員転居費は50%） ○限度額 5億円（県が特に必要と認める場</p>

		合にあつては 30 億円)
	山村地域企業立地助成金	
	<p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】</p> <p>○富山県企業立地助成金交付要綱の山村地域企業立地奨励事業の適用を受けるもの</p>	<p>○助成対象経費 土地、事業所等の取得に要する経費（法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる資産に限る）</p> <p>○助成額 助成対象経費の 10%以内</p> <p>○限度額 2,000 万円</p>
	工場環境整備助成金	
	<p>【製造業、ソフトウェア業、情報サービス関連産業、デザイン業】</p> <p>○富山県企業立地助成金交付要綱の工場周辺環境整備事業の適用を受けるもの</p>	<p>○助成対象経費 廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設、緑地、池等の環境施設整備費</p> <p>○消融雪装置、除雪機械等地域の特殊性に対応する施設、設備及び機器の経費</p> <p>○助成額 助成対象経費の 2/3 以内又は、新規雇用者 1 人当たり 20 万円を乗じて得た額のいずれかの低い額</p> <p>○限度額 6,000 万円</p>

16209

富山県

小矢部市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円 ②富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種（医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野） ③当該新增設に対し地域経済牽引事業計画を策定し、富山県知事の承認を受けた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①対象事業 富山県知事が認定した地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って本社機能等の整備を行う次の事業（新設・増設） 【移転型】 東京 23 区からの本社機能移転（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業） 【拡充型】 地方にある本社機能の拡充（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業） ②対象資産・投下固定資産額 土地、建物、構築物、償却資産の取得価額 3,800 万円以上（中小企業者等 1,900 万円以上） ③対象区域 富山県の地域再生計画（「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画）で定める地方活力向上地域（移転型及び拡充型の市内対象地域）	—	【移転型】 課税免除 【拡充型】 不均一課税 1年目：0.14% 2年目：0.467% 3年目：0.933%	固定資産税	3年間

<p>市から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。</p> <p>①労働生産性が年平均3%以上向上すること。</p> <p>②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。</p> <p>③従業員に対して雇用者給与等支給額 1.5%以上増加させる賃上げ方針を表明すること。</p> <p>【設備の種類(最低取得価格)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具備品(30万円以上) ・建物付属設備(60万円以上) 	<p>—</p>	<p>(賃上げ率 1.5%以上)</p> <p>1/2</p> <p>(賃上げ率3%以上)</p> <p>1/4</p>	<p>固定資産税</p>	<p>(賃上げ率 1.5%以上)</p> <p>3年間</p> <p>(賃上げ率 3%以上)</p> <p>5年間</p>
--	----------	--	--------------	---

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小矢部市商工業振興条例	H13.3	<p>○工場等(製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、成長産業分野の事業)の設置</p> <p>○本社機能施設等の市内移転</p> <p>○物流業務施設の設置</p> <p>○工場適地等の市長が指定する区域で、用地を取得し、3年以内に助成対象施設等(工場等、本社機能施設等、物流業務施設)を新設(以下「新設」という)、若しくは、既存敷地に工場等を新たに設置(以下「増設」という)した者で、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>①公害発生防止の適切な措置</p> <p>②地域振興上適当であること</p> <p>③投下固定資産額が新設は1億円以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は5千万円以上)、増設は5億円以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は5千万円以上)</p> <p>④操業開始後1年以内に新規雇用者工場等10人以上、デザイン業5人以上、中小企業者及び本社機能施設等の場合は3人以上</p>	<p>企業立地助成金</p> <p>○工場等新增設に係る用地取得及び工場等取得に要する経費×5%</p> <p>(県助成制度が適用される場合は製造業10%、非製造業7.5%)</p> <p>※限度額</p> <p>1工場等につき1億円</p> <p>(県助成制度が適用される場合で製造業の場合2億円、特に市長が認める場合5億円、特に大規模な場合等30億円、非製造業の場合は順に1.5億、2.5億、15億)</p> <hr/> <p>本社機能施設等移転助成金</p> <p>○市外から市内への本社機能移転に伴う本社機能施設等の新增設に係る用地、建物、償却資産取得に要する経費×5%</p> <p>(県助成制度が適用される場合は10%)</p> <p>※限度額</p> <p>1本社機能施設等につき2.5億円</p> <p>(県助成制度が適用される場合は5億円、特に市長が認める場合は30億円)</p> <hr/> <p>物流業務施設立地助成金</p>

		<p>○物流業務施設新增設に係る用地、建物、償却資産取得に要する経費×5% (県助成制度が適用される場合は7.5%)</p> <p>※限度額 1工場等につき1億円 (県助成制度が適用される場合は1.5億円)</p>
	<p>○助成対象施設等の新設又は増設に伴い施設等の環境整備を行う場合で、企業立地助成制度対象要件①～④に該当</p> <p>○対象とする施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設、排水路等環境保全施設(公害防止施設を除く)、緑地、池等の環境施設 ・消融雪装置、除雪機械等の施設 ・ソーラーパネル等の新エネルギー設備 ・LED街灯等の屋外に設置する省エネルギー設備 	<p>環境整備補助金</p> <p>○環境整備に要する経費×25%(県助成制度が適用される場合、別途規定)</p> <p>○限度額 1助成対象施設等につき500万円 (県助成制度が適用される場合1,000万円)</p>
	<p>○助成対象施設等の新設又は増設に伴い、操業開始後1年以内に10人以上を新規雇用した者</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者1人につき20万円</p> <p>○限度額 1助成対象施設等につき3,000万円</p>
	<p>○助成対象施設等の新設又は増設で、助成対象施設の周辺環境の整備及び緑地その他の公共施設の整備が必要な場合で、企業立地助成制度対象要件①～④に該当</p> <p>・助成対象施設等の設置者が資金協力を行う場合に限る</p> <p>○対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、公園、集会場、運動場、道路、排水路、その他市長が認める施設 	<p>工場周辺環境整備事業市負担費用</p> <p>○助成対象施設等の新設 床面積×1,800円/㎡</p> <p>○助成対象施設等の増設 床面積×1,500円/㎡</p> <p>○限度額 新設 1助成対象施設等につき2,000万円 増設 1助成対象施設等につき1,000万円 (県助成制度が適用される場合は別途規定)</p>
	<p>○助成対象施設等の新設で、進入道路その他の公共施設の整備が必要な場合で、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>①助成対象施設等の設置者が資金協力を行う場合に限る</p> <p>②公害発生防止の適切な措置</p> <p>③地域の振興上適当であること</p> <p>④投下固定資産額が1億円以上(中小企業者</p>	<p>立地基盤整備事業市負担費用</p> <p>○中小企業者 床面積×1,800円/㎡</p> <p>○中小企業者以外 床面積×1,500円/㎡</p> <p>○限度額 1助成対象施設等につき工場周辺環境整備事業と併せて3,000万円</p>

	<p>及び本社機能施設等の場合は5千万円)</p> <p>⑤操業開始後1年以内に新規雇用者工場等新設 10人以上(中小企業者及び本社機能施設等の場合は3人以上)</p> <p>○対象施設</p> <p>・進入道路、専用排水路、その他市長が認める施設</p>	<p>(県助成制度が適用される場合は別途規定)</p>
	<p>※工場等</p> <p>製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、成長産業分野として市長が特に認める事業の用に供する建物及び償却資産をいう</p> <p>※工場適地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法に規定する工場適地 ・都市計画法に規定する工業地域及び準工業地域 ・農村地域工業等導入促進法に規定する工業導入地区 ・企業立地促進法の規定する同意集積区域 ・県、市等の造成団地 ・土地利用計画上から適地で、市長が承認する場所 <p>※本社機能施設等</p> <p>調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、商業事業部門、サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかの部門の業務の用に直接供する建物(事務所、研究所)及び償却資産をいう</p> <p>※物流業務施設</p> <p>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業のほか、雇用効果が大きく、市経済の発展に資すると認められ、市長が特に必要と認める事業の用に直接供する建物(倉庫、配送センター、流通に伴う簡易な加工を行う事業場)及び償却資産をいう(物資の仕分け、搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものに限る)</p>	

16210

富山県

南砺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①家屋、構築物、土地の取得価格 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める対象分野 （医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野） ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型：東京 23 区から本社機能等を県内へ移転する場合 ②拡充型：県内にある企業が本社機能等（調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所）を強化・拡充する場合 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けていること ※減価償却資産の取得価格 3,800	—	①課税免除 ②不均一課税	固定資産税	3年間
①過疎地域（南砺市全域） ②製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）、情報サービス業 ③減価償却資産の取得価格 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南砺市企業立地振興条例	H17.3 H21.3 改正 H22.12 改正	◎製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫	【企業立地奨励事業助成金】 (1) 投下固定資産額が5億円以上(製造業以外は 5,000万円以上)で、新規雇用従業員数が 10 人以上(デザイン業は 5 人以上)かつ富山県企業立地助成金の適用を受ける場合は、助成対象経費に 100 分の 10 を乗じて得た

<p>H24.3 改正</p> <p>H28.3 改正</p> <p>H29.6 改正</p> <p>R4.6 改正</p> <p>R5.4 改正</p> <p>R7.6 改正</p>	<p>業、こん包業、卸売業・小売業、このほかこれらに関連する成長産業分野の事業又は法人の管理支配に関する業務(本社機能)の全部若しくは一部を行う事業で市長が特に認めるものを営む工場等又は物流業務施設</p> <p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 新規立地の場合は、用地の取得後3年以内に操業を開始すること。増設の場合は、工場等の設置工事に着手した日から1年以内に操業を開始すること。</p> <p>(2) 投下固定資産額が3,000万円以上となること。ただし、製造業以外又は山村地域等にあつては1,000万円以上となること。</p> <p>(3) 操業開始後1年以内に新規雇用従業員数が3人以上となること。ただし、製造業を営む大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。以下同じ。)以外にあつては、1人以上となること。</p>	<p>額とし、次の額を限度とする。</p> <p>ア 製造業の場合は2億円(投下固定資産額50億円以上又は新規雇用従業員数60人以上(以下「大規模特認」という。))の場合は5億円、投下固定資産額が100億円以上かつ新規雇用従業員数が100人以上(以下「スーパー特認」という。))の場合は30億円)</p> <p>イ 製造業以外の場合は1億円(大規模特認の場合は2億5,000万円、スーパー特認の場合は15億円)</p> <p>(2) (1)の基準に該当せず富山県企業立地助成金の適用を受けない場合は、助成対象経費に100分の10を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。</p> <p>【物流業務施設立地奨励事業助成金】</p> <p>(1) 投下固定資産額が5億円以上で、新規雇用従業員数が10人以上かつ富山県物流業務施設立地助成金の適用を受ける場合は、助成対象経費に100分の5を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。</p> <p>(2) (1)の基準に該当せず富山県物流業務施設立地助成金の適用を受けない場合は、助成対象経費に100分の5を乗じて得た額の範囲内とし、5,000万円を限度とする。</p> <p>【工場環境等整備事業助成金】</p> <p>○次に掲げる施設の整備費</p> <p>(1)廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設(公害防止施設を除く)及び緑地、ため池等の環境施設</p> <p>(2)消融雪施設、除雪機械等地域の特殊性に対応するための施設、設備及び機器</p> <p>○助成額</p> <p>(1)助成対象経費の2/3又は新規雇用従業員数×20万円のいずれか低い額 (ただし、県助成金の適用を受ける場合のみ)</p> <p>(2)助成対象経費の1/3</p> <p>○限度額</p> <p>(1)利子補給事業と併せて6,000万円</p> <p>(2)利子補給事業と併せて300万円</p> <p>【利子補給事業助成金】</p> <p>○次に掲げる施設等の整備に要する借入金に係る利子</p>
--	--	---

			<p>補給(用地取得費を除く)</p> <p>(1)ばい煙処理施設、排水処理施設</p> <p>(2)集会場、運動場、体育館、プール等従業員の福利厚生施設</p> <p>○助成対象経費の 1/3</p> <p>○限度額</p> <p>工場環境等整備事業と併せて 300 万円</p> <hr/> <p>【雇用創出事業助成金】</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者又は新たに市内に住所を有することとなった既雇用従業員1人につき 30 万円を乗じた額(ただし、新規雇用 10 人以上の場合は1人につき 50 万円)</p> <p>○限度額 2,500 万円</p> <hr/> <p>【公有財産等活用奨励事業】</p> <p>○建物及び用地の取得に要する経費(ただし、特定企業の立地を前提に市が造成した用地は除く。)</p> <p>○助成内容</p> <p>(新規立地・増設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規従業員数1～3人 助成率 15%(限度額 3,000 万円) ・新規従業員数4～9人 助成率 20%(限度額 7,000 万円) ・新規従業員数 10 人以上 助成率 30%(限度額 1 億円) <hr/> <p>市内の工場等又は物流業務施設に整備する場合で、接続整備工事が50万円以上(工場等の新規立地・増設が伴わない場合を含む)</p> <p>【情報通信整備奨励事業助成金】</p> <p>○光ケーブル等高速通信回線の接続整備に直接要する引き込み工事費(工場等内の LAN 整備等に係る経費は除く)</p> <p>○助成対象経費の 1/2</p> <p>○限度額 200 万円</p> <hr/> <p>市外から市内に本社機能を移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で用地又は建物を取得すること ・原則として用地若しくは建物を取得し、又は賃借した後3年以内に業務を開始すること ・投下固定資産額が 5,000 万円以上 <p>【本社機能施設等移転奨励事業助成金】</p> <p>○助成対象経費の5% (ただし、県助成金の適用を受ける場合は 10%)</p> <p>○限度額1億円 (ただし、県助成金の適用を受ける場合は 30 億円)</p>
--	--	--	---

		<p>・業務開始後1年以内に新規雇用従業員が5人以上</p>	
		<p>市外から市内に本社機能を移転する場合であって、法人の本店移転登記を完了していること。</p>	<p>【本社立地奨励事業助成金】</p> <p>○助成額</p> <p>(1)本社機能に係る市内新規雇用従業員1人につき 30 万円を乗じた額</p> <p>(2)本社移転に伴う事務的経費(法人登記、印刷物等)の全額</p> <p>○限度額</p> <p>(1)1,500 万円</p> <p>(2)50 万円</p>
		<p>市内で工場等の新規立地又は増設をする場合であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えるための事業</p> <p>イ 海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えるための事業</p> <p>ウ 海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに市内工場で生産するための事業</p> <p>(2) 操業開始後 1 年以内に新規雇用従業員数が 10 人以上となること。</p> <p>(3) 投下固定資産額が2億 5,000 万円以上となること。</p>	<p>【サプライチェーン再構築事業】</p> <p>○助成額</p> <p>助成対象経費に 100 分の 10 を乗じて得た額</p> <p>○限度額</p> <p>2億円</p>

16211

富山県

射水市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間										
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)													
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める地域経済牽引事業(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来促進計画で定める促進区域)	—	課税免除	固定資産税	3年間										
①移転型:東京 23 区から本社機能等を県内へ移転する場合 ②拡充型:東京 23 区外以外に本社を置く企業が本社機能等(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所)を強化・拡充する場合 ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受ける必要有	当該本社機能等の従業員数が5人(中小企業は1人)以上増加	課税免除 又は 不均一課税	固定資産税	3年間										
中小事業者が一定期間内に販売された設備を新たに取得し、生産性の向上に資するものの指標(生産効率等)が年平均3%以上向上する場合 【対象】 <table border="1" data-bbox="159 1590 526 1859"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160 万円以上</td> </tr> <tr> <td>測定工具 検査工具</td> <td>30 万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30 万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備(注)</td> <td>60 万円以上</td> </tr> </tbody> </table> 注:償却資産として課税されるものに限る。 ※先端設備等導入促進計画を作成し射水市長の認定を受けること。	設備	取得価格	機械装置	160 万円以上	測定工具 検査工具	30 万円以上	器具備品	30 万円以上	建物附属設備(注)	60 万円以上	—	不均一課税 (軽減) 1/2 (賃上げ表明あり)1/3	固定資産税	(新規取得) 3年間 (賃上げ表明あり) 4又は5年間
設備	取得価格													
機械装置	160 万円以上													
測定工具 検査工具	30 万円以上													
器具備品	30 万円以上													
建物附属設備(注)	60 万円以上													

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
射水市企業立地促進条例	H17.11	製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、物流業務施設、成長産業分野の事業として、市長が特に認めるもの	助成金
		○富山県企業立地助成金の適用を受けている場合	○投下固定資産額×10%以内 ※製造業以外は5%以内 ○限度額 2億円 ※製造業以外は1億円 (特認5億円、大規模特認 30 億円) ※製造業以外は特認 2.5 億円、大規模特認 15 億円
		○富山県企業立地助成金の適用を受けていない場合 特定地域において事業所等を新規に設置又は拡大するために、用地及び建物の取得する者 ○設備投資額 5,000 万円以上 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が5人以上(中小企業2人以上) ○新規投資の場合は用地取得後、3年以内に操業開始すること	○設備投資額×10%以内(土地を除く) ※製造業以外は5%以内 ○限度額 1億円 ※製造業以外は限度額5千万円
		特定地域において事業所等が新規に設置又は拡大する者 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が5人以上(中小企業2人以上)	○市内に住所を有する新規雇用従業員数1人当たり 50 万円 ○限度額 1,000 万円
		○富山県企業立地助成金の適用を受けていない場合 特定地域以外において事業所等を新規に設置又は拡大するために、用地及び建物の取得する者 ○投下固定資産額 5,000 万円以上 ○操業開始後、1年以内に新規雇用者数が5人以上(中小企業2人以上) ○新規投資の場合は用地取得後、3年以内に操業開始すること	○投下固定資産額×10%以内 ※製造業以外は5%以内 ○限度額 5,000 万円 ※製造業以外は 2,500 万円
		特定地域以外において事業所等が新規に設置又は拡大する者 ○操業開始前後、1年度以内に新規雇用者数が5人以上(中小企業2人以上)	○市内に住所を有する新規雇用従業員数が1人当たり 50 万円 ※県外転入者は 1 人当たり 100 万円 ○限度額 1,000 万円

16321

富山県

舟橋村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
②富山県地域未来投資促進計画に定める対象業種(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野)				
③当該新增設に対し富山県知事の同意基本計画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)				

16322

富山県

上市町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 ②富山県地域未来投資促進計画に定める地域経済牽引事業(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野) ③当該新增設に対し富山県知事の地域経済牽引事業計画の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)		課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に基づく、「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画の承認を受けた事業者がその承認された計画に基づき、新設又は増設する家屋、構築物、土地の取得価額。(対象区域:富山県全域) ※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること		不均一課税 (軽減)	固定資産税	(本社機能等移転) (上記以外拡充型) 初年度 0.14% 2年目 0.467% 3年目 0.933%
町から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。 ①労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。 ③賃上げ表明ありの場合、先端設備等に係る投資計画に関する確認書を添付すること。 【設備の種類(最低取得価格)】 ・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具備品(30万円以上) ・建物付属設備(60万円以上) ・構築物(120万円以上)		不均一課税 (軽減) 1/2 1/4	固定資産税	(新規取得および賃上げ表明あり) 3年間 5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上市町商工業振興 条例及び同施行規 則	S58.10 H28.3 規則 S58.10 R04.3 R06.6 改正	新設 ・用地取得後3年以内に操業 ・操業開始日を基準とし、その前後1年 間に新たに雇用される従業者が5人以 上	企業立地奨励金 ○工場、事業所、本社機能(移転・機能強 化)の用地取得及び設備投資×10/100 ○助成額 100 万円以上～1 億円以内(但し、 県助成金の適用を受ける場合は、2億円以 内) (借地の場合は、操業開始の日から3か年 間、年間借地料×10/100、限度額 年 100 万円以内)
		増設 ・新たに取得(借地も含む)した面積が 3,000 m ² 以上又は町内にある既存の工 場等敷地内に新たに工場等を設置(更 新、改造、取替及び補修等を除く。)する こと ・操業開始日を基準とし、その前後1年 間に新たに雇用される従業者が5人以 上	○工場、事業所、本社機能(移転・機能強 化)の用地取得及び設備投資×10/100 ○助成額 100 万円以上～2,000 万円以内(但し、県助 成金の適用を受ける場合は、2億円以内) (借地の場合は、操業開始の日から3か年 間、年間借地料×10/100、限度額 年 100 万円以内)
		○中小企業者 ○環境保全施設及び緑地等の整備	環境整備助成金 ○施設整備費×10/100 ○限度額 100 万円
		①新設 (1)用地取得後3年以内に操業 (2)新規雇用者 5人以上 (3)投資額 5,000 万円以上	周辺環境整備助成金 ○工場床面積1m ² 当り 3,000 円～3,600 円 ○限度額 500 万円
		②①以外の新設又は増設 (1)投資額 3,000 万円以上	周辺環境整備助成金 ○工場床面積1m ² 当り 2,000 円～2,400 円 ○限度額 300 万円
		③集団化、共同化、共同施設設置 (1)投資額 5,000 万円以上 (2)従業員 15 人以上	周辺環境整備助成金 ○投資額×2/100 ○限度額 500 万円
		○町内に工場等を有する企業	ISO認証取得助成金 ○中小企業 30 万円 ○その他 15 万円 (但し、認証取得後6カ月以内に申請)

16323

富山県

立山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
<p>○地域未来投資促進法</p> <p>①土地、建物、構築物の取得価額 10,000 万円（ただし土地は1年以内に建物工事を着工した場合のみ該当、食料品・飲料製造関連産業に係るものにあつては 5,000 万円）</p> <p>②富山県地域未来投資促進計画（第2期）に定める対象分野（(1)医薬品関連分野(2)成長ものづくり分野(3)農林水産・地域商社分野(4)デジタル・情報通信関連分野(5)観光・スポーツ・文化・まちづくり分野(6)環境・エネルギー分野(7)クリエイティブ関連分野(8)食料品・飲料製造関連分野(9)物流関連分野）</p> <p>③当該新增設に対し地域経済牽引事業計画の富山県知事の承認を受けた者（対象地域：富山県地域未来投資促進計画（第2期）で定める促進区域）</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>○地域再生法</p> <p>①移転型：東京 23 区内企業が町内へ本社機能等を移転する場合 拡充型：東京 23 区外企業が本社機能等を強化する場合</p> <p>②地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、富山県知事の認定を受けた者</p> <p>③土地、建物、構築物、償却資産の取得価格の合計が 3,800 万円（中小企業は 1,900 万円）以上</p>	<p>・本社機能等において常時雇用する従業員が5人（中小企業は1人）以上であること</p> <p>・本社機能等において常時雇用する従業員が5人（中小企業は1人）以上増加すること（移転型の場合、過半数が東京 23 区からの転勤者であること）</p>	<p>移転型：課税免除</p> <p>拡充型：不均一課税（初年度 0.14%、初年度の翌年度 0.467%、初年度の翌々年度 0.933%）</p>	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
立山町工業振興条例	S60.9 H13.4	○企業立地奨励事業 対象業種：製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理	助成金 ○投下固定資産額の5%（県助成金）

	改正 H20. 4	サービス業、情報提供サービス業 (新設)	の適用を受ける製造業は10%) ○限度額
	改正 H21. 4	①用地取得面積 3,000 m ² 以上	製造業 1億円(県助成金の適用を受 ける場合は2億円)
	改正 H24. 6	②用地取得から3年以内に操業開始	製造業以外 5,000 万円(県助成金 の適用を受ける場合は1億円)
	改正 H27. 7	③投下固定資産額1億円以上(製造業以外は5,000万円 以上)	
	改正 H28. 6	④操業開始1年以内に新規雇用者5名以上(製造業以外 は3名以上)	
	改正 H30. 4	(増設) ①建築工事着手から1年以内に操業開始	
	改正 H30. 6	②投下固定資産額1億円以上(製造業以外は5,000万円 以上)	
	改正 R1. 6	③操業開始1年以内に新規雇用者5名以上(製造業以外 は3名以上)	
	改正 R2. 10	○工場環境整備事業 町内で工場等を新設又は増設し、次の要件全てに該当 する場合	助成金 ○次にあげる施設等の整備に要す る経費に対し助成
	改正 R3. 4	①新規立地又は大規模投資	①環境保全施設及び環境施設
	改正 R4. 4	②敷地内の環境整備	②地域の特殊性に対応するための 施設、設備及び機械
	改正 R6. 4. 1	③公害発生の防止措置	○限度額 300 万円(県助成金の適 用を受ける場合は 6,000 万円)
	改正 R6. 4. 2	④地域の振興上適当であること	
	改正 R6. 4. 3	○ISO 認証取得事業 対象者:町内に工場等を有する中小企業者	助成金 ○ISO14001 の認証取得に要した経 費に対し助成
	改正 R6. 4. 4	○従業員転入促進奨励事業 対象者:町内で工場等の新設若しくは増設又は町内に本 社機能施設等を移転する事業者 (新設)	○限度額 30 万円 (申請期日は、認証取得後6ヶ月以 内)
		①用地取得面積 3,000 m ² 以上	助成金 ○転入した従業員1人につき 10 万
		②用地取得から3年以内に操業開始	
		③投下固定資産額1億円以上(製造業以外は5,000万円 以上)	
		④操業開始前1年以内又は、後 10 年以内に町内に転入 した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の 日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けるこ と。	

	<p>(増設)</p> <p>①建築工事着手から1年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額1億円以上(製造業以外は5,000万円以上)</p> <p>③操業開始前1年以内又は、後10年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(本社機能施設等移転(県内からの移転)の場合)</p> <p>①用地取得面積3,000㎡以上</p> <p>②用地取得から3年以内に業務開始</p> <p>③投下固定資産額1億円以上</p> <p>④業務開始前1年以内又は、後10年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、業務開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(本社機能施設等移転(県外からの移転)の場合)</p> <p>①町内で用地若しくは建物を取得又は賃借し、その後3年以内に業務開始</p> <p>②投下固定資産額5,000万円以上</p> <p>③業務開始前1年以内又は、後10年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、業務開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p>	
	<p>○従業員転入応援奨励事業</p> <p>対象者:町内での工場等の新設若しくは増設又は町内への本社機能施設等の移転に伴い、転入した従業員</p> <p>(新設)</p> <p>①用地取得面積3,000㎡以上</p> <p>②用地取得から3年以内に操業開始</p> <p>③投下固定資産額1億円以上(製造業以外は5,000万円以上)</p> <p>④操業開始前1年以内又は、後10年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(増設)</p> <p>①建築工事着手から1年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額1億円以上(製造業以外は5,000万円以上)</p>	<p>助成金</p> <p>○転入した従業員1人につき20万円</p>

	<p>③操業開始前1年以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、操業開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(本社機能施設等移転(県内からの移転)の場合)</p> <p>①用地取得面積 3,000 m²以上</p> <p>②用地取得から3年以内に業務開始</p> <p>③投下固定資産額1億円以上</p> <p>④業務開始前1年以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、業務開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p> <p>(本社機能施設等移転(県外からの移転)の場合)</p> <p>①町内で用地若しくは建物を取得又は賃借し、その後3年以内に業務開始</p> <p>②投下固定資産額 5,000 万円以上</p> <p>③業務開始前1年以内又は、後 10 年以内に町内に転入した場合。ただし、従業員は、業務開始の日又は転入の日の属する翌年1月1日を超えて、町内に住み続けること。</p>	
	<p>○本社機能施設等移転奨励事業</p> <p>町内に本社機能施設等に移転し、次の要件全てに該当する場合</p> <p>(県外からの移転の場合)</p> <p>富山県企業立地助成金交付要綱に適合していること</p> <p>(県内からの移転の場合)</p> <p>①用地取得面積 3,000 m²以上</p> <p>②用地取得から3年以内に業務開始</p> <p>③投資固定資産額 1 億円以上</p> <p>④業務開始 1 年以内(ただし、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合は、当該計画の期間内)に新規雇用者5名以上</p>	<p>助成金</p> <p>(県外からの移転の場合)</p> <p>○投資経費の 10%(事務所移転費及び従業員転居費は当該経費の 50%)</p> <p>○限度額 5億円</p> <p>(県内からの移転の場合)</p> <p>○投下固定資産額の 5%</p> <p>○限度額 2億円</p>
	<p>○サプライチェーン再構築・県内回帰奨励事業</p> <p>(新設・増設共通事項)</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、町内の自社工場での生産に切り替えるための事業</p> <p>②海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、町内の自社工場での生産に切り替えるための事業</p> <p>③海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企</p>	<p>助成金</p> <p>○投下固定資産額の 10%</p> <p>○限度額 2億円</p>

		<p>業からの依頼により新たに町内工場で生産するための事業</p> <p>(新設)</p> <p>①新たに用地を取得し、取得から3年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額 2 億 5,000 万円以上</p> <p>③操業開始1年以内に新規雇用者 10 名以上</p> <p>(増設)</p> <p>①建築工事着手から1年以内に操業開始</p> <p>②投下固定資産額 2 億 5,000 万円以上</p> <p>③操業開始1年以内に新規雇用者 15 名以上</p>	
立山町物流業務施設立地助成金交付要綱	R4.4 R5.4 改正	<p>○物流業務施設立地助成金</p> <p>対象業種:製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、その他雇用効果が大きく地域経済の発展に資する事業として町長が特に認めるもの</p> <p>町内に物流業務施設を設置し、次の要件全てに該当する場合</p> <p>①新規立地又は増設であること</p> <p>②社会資本等(高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、及び工業団地)又は卸売市場の周辺5kmの区域内であること。</p> <p>③物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有すること。</p> <p>④公害発生の防止措置</p> <p>⑤地域の振興上適当であること。</p> <p>⑥投下固定資産額5億円以上</p> <p>⑦操業開始 1 年以内に新規雇用者 10 名以上</p> <p>(新設)</p> <p>①新たに用地を取得又は賃借すること</p> <p>②用地取得又は賃借から3年以内に操業開始</p> <p>(増設)</p> <p>①建築工事着手から 1 年以内に操業開始</p>	<p>助成金</p> <p>○投下固定資産額の 5%</p> <p>○限度額 1 億円</p>

16342

富山県

入善町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
<p>①土地、建物、構築物の取得価額 10,000(一部業種については 5,000)</p> <p>②富山県地域未来投資促進計画に定める対象分野 (1)医薬品関連分野、(2)成長ものづくり分野、(3)農林水産・地域商社分野、(4)デジタル・情報通信関連分野、(5)観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、(6)環境・エネルギー分野、(7)クリエイティブ関連分野、(8)食料品・飲料製造関連分野、(9)物流関連分野</p> <p>③当該新增設に対し、「富山県地域未来投資促進計画」に基づき、「地域経済牽引事業計画」を工事着手・設備取得前に作成し、知事承認を受けるとともに、国において「事業の先進性」の確認を受けることが必要。</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>①移転型:東京23区から地方へ本社機能等(全部・一部)を移転する場合</p> <p>②拡充型:地方にある企業が本社機能等を強化する場合</p> <p>※本社機能等:経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業等)などの事業所(特定業務施設)をいう。</p> <p>※地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること。</p>	<p>・特定業務施設における常用雇用者5人(中小企業者1人)以上</p> <p>・特定業務施設において増加させる雇用者5人(中小企業者1人)以上</p> <p>※①の場合増加させる雇用者の過半数が東京23区からの転勤者であること。又は、初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では、1/4以上で可。</p>	固定資産税	①課税免除(移転型) ②不均一課税(拡充型)	3年間
<p>町から以下の要件を満たす先端設備等導入計画の認定を受けること。</p> <p>①労働生産性が年平均3%以上向上すること。</p> <p>②労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用</p>	—	課税免除	固定資産税	H30.6～ R7.3

<p>に直接供される、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備を導入すること。</p> <p>③雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明すること。</p> <p>④導入する以下のいずれかの設備が、投資利益率で年平均5%以上向上すること。</p> <p>【設備の種類(最低取得価格)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(160 万円以上) ・測定工具及び検査工具(30 万円以上) ・器具備品(30 万円以上) ・建物付属設備(60 万円以上) 				
--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
入善町商工業振興条例	S63. 4	<p>○工場等、民間研究所の新設又は増設により取得した固定資産</p> <p>・用地取得から3年以内に操業(増設は工事着手から1年以内)し操業1年以内の雇用者が 10 人以上</p>	固定資産税額助成金
	H16. 4		○固定資産税額
	改正		○限度額 年額 500 万円(3年間)
	H19. 4		
	H21. 4	○工場等を新規立地あるいは増設した企業	企業立地奨励助成金
	改正	・投下固定資産額が 5,000 万円以上(増設は3億円以上)	○投下固定資産額の5%(ただし、県助成金の適用を受ける場合は 10%、(製造業以外は5%))
	H22. 10	・用地取得から 3 年以内に操業(増設は工事着手から 1 年以内)	○限度額 2億円(製造業以外は1億円)
	改正		(60 名以上の雇用 5億円(製造業以外は 2.5 億円)
	H25. 4	・製造業 10 人以上の新規雇用その他5人以上(深層水事業1名以上の新規雇用)	(特認 30 億円(製造業以外は 15 億円)、先端産業枠 10 億円)
	改正		○借地料については 40%限度(海洋深層水関連企業は 50%限度)300 万円(3年間)
	H28. 4		
	R 4. 6	○本社機能施設等を移転した企業	本社機能施設移転奨励助成金
	改正	・投下固定資産額が 5,000 万円以上	○投下固定資産額の 10%
	R 6. 6	・新規雇用者が5人以上	○限度額 5億円
	改正		(特認 30 億円)
		○民間研究所を新規立地あるいは増設した研究所	民間研究所立地奨励金
		・投下固定資産額が 5,000 万円以上	○投下固定資産額の5%以下
		・用地取得から3年以内に研究開始(増設の場合は工事着手から1年以内)	○限度額 500 万円
			○借地料については 40%限度 150 万

		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開始から1年以内に5人以上雇用 	円(3年間)
		<ul style="list-style-type: none"> ○新規立地又は大規模投資の工場等、民間研究所 ・新規立地で操業1年以内の雇用者が30人以上 ・大規模投資は60人以上で企業等が廃棄物処理、排水路等、消融雪装置などの環境施設整備を行った場合 	<p>環境整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造業は、次のいずれか低い額 ・施設整備費の2/3 ・新規雇用者×20万円 ・限度額 6,000万円 ○民間研究所は ・施設整備費の1/2 ・新規雇用者×20万円 ・限度額 3,000万円
入善町雇用創出企業立地助成金交付要綱	H21.4	<p>雇用促進助成</p> <p>①製造業、②ソフトウェア業、③情報処理サービス業、④情報提供サービス業、⑤インターネット付随サービス業、⑥デザイン業、⑦自然科学研究所、⑧成長産業分野</p> <p>要件</p> <p>(1) 新設又は増設後1年以内に操業開始</p> <p>(2) 製造業は操業開始後1年以内に新規雇用者10人以上(その他5人以上)</p> <p>(3) 投下固定資産額1億円以上(増設20億円以上)</p>	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規雇用者の内、町内に住所を有する人数×20万円 ○限度額 1,000万円
入善町中小企業設備投資推進事業補助金交付要綱	H25.4 H26.3	<p>設備投資促進助成</p> <p>中小企業基本法第2条第1項に規定する製造業、または、町内で新たに製造業の操業を開始する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2,500万円以上の費用を投資して、製造業の用に直接供する土地、家屋、建物附属設備、構築物、機械及び装置を取得した中小企業 ○設備等を取得し、操業開始後1年以内に新規雇用者を雇い入れた中小企業 	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備等の取得に要する経費 ・投下固定資産額の3% ・限度額 5,000万円 ○新規雇用者 ・町内に住所を有する人数×20万円
入善町大企業生産拠点設備投資促進事業補助金交付要綱	H30.4	<p>設備投資促進助成</p> <p>大企業(資本金3億円超かつ従業員数300名超)で、製造業を営んでいる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○10億円以上の費用を投資して、製造業の用に直接供する土地、家屋、建物附属設備、構築物、機械及び装置を取得した大企業 	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備等の取得に要する経費 ・投下固定資産額の1.5% ・限度額 2,000万円
入善町物流業務施設立地助成金交付要綱	H23.1	<ul style="list-style-type: none"> ○物流業務施設を新規立地又は増設した企業 ・投下固定資産額が5億円以上(増設の場合は、15億円以上) ・新規雇用者数が10人以上(増設の場合は、15人以上) 	<p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物流業務施設の設置に要する経費 ・投下固定資産額の5% ・限度額 1億円

16343

富山県

朝日町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間								
投下固定資本額(万円超)	従業員 (人以上)											
<p>【朝日町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例】</p> <p>① 土地、家屋、構築物の取得価格 10,000 (一部業種については 5,000)</p> <p>② 富山県地域未来投資促進計画に定める指定業種(医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野)</p> <p>③ 当該新增設に対し計画の富山県知事の承認を受けた者(対象地域:富山県地域未来投資促進計画で定める促進区域)</p>		課税免除	固定資産税	3年間								
<p>【朝日町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例】</p> <p>① 租税特別措置法第 12 条又は第 45 条適用の特別償却設備である家屋、償却資産(原則、機械・装置のみ)並びに土地(当該家屋の敷地で取得後1年以内に建設の着手をしたもの)</p> <p>② 事業者の規模(資本金)ごとに定めている減価償却資産の取得価額の下表の合計を超えるもの</p> <p>○製造業、旅館業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資本金の規模</th> <th>取得価額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千万円以下</td> <td>500 以上</td> </tr> <tr> <td>5千万円超～1億円</td> <td>1,000 以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資本金が5千万円超は機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得のみ</p> <p>○農林水産物等販売業、情報サービス業等</p>		資本金の規模	取得価額(万円)	5千万円以下	500 以上	5千万円超～1億円	1,000 以上	1億円超	2,000 以上	課税免除	固定資産税	3年間
資本金の規模	取得価額(万円)											
5千万円以下	500 以上											
5千万円超～1億円	1,000 以上											
1億円超	2,000 以上											

取得価額が 500 以上				
<p>【朝日町地域再生法で定める地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例】</p> <p>① 土地、建物、構築物、機械装置の合計取得額 3,800(中小企業は1,900)</p> <p>② 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の富山県知事の認定を受けること</p>	—	<p>移転型(東京23区からの移転)課税免除</p> <p>拡充型(移転型以外)</p> <p>下記税率免除</p> <p>1年目:0.14%</p> <p>2年目:0.467%</p> <p>3年目:0.933%</p>	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
朝日町企業立地奨励事業補助金交付要綱	H25.10.1	<p>(新設の場合)</p> <p>② 新規用地取得</p> <p>② 新規雇用5人以上</p> <p>③投下固定資産額が3,000万円以上</p> <p>(増設の場合)</p> <p>①新規雇用</p> <p>新設の場合と同様</p> <p>②投下固定資産額が2億円以上</p>	<p>企業立地奨励事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>用地・建物・設備の取得額(ただし、事業に直接供するものに限る)</p> <p>○補助金額</p> <p>投下固定資産額の10%(製造業)</p> <p>※製造業以外は5%</p> <p>○限度額 1億円</p> <p>(ただし、県助成要綱の適用を受ける場合は30億円)</p>
		<p>(新設の場合)</p> <p>①山村地域内における中小企業(みなし大企業を除く)</p> <p>②投下固定資産額が1,000万円以上</p> <p>③新規雇用</p> <p>3人以上</p> <p>(増設の場合)</p> <p>新設の場合と同様</p>	<p>山村地域企業立地奨励事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>用地・建物・設備の取得額(ただし、事業に直接供するものに限る)</p> <p>○補助金額</p> <p>投下固定資産額の10%(製造業、ソフトウェア業、デザイン業)</p> <p>※上記以外は5%</p> <p>○限度額 1,000万円</p>
		※「企業立地奨励事業」と同様	工場環境整備事業

		<p>○補助対象経費</p> <p>①廃棄物処理施設、排水路等環境保全施設 (公害防止施設を除く)、池等の環境施設</p> <p>②消融雪装置、除雪機械等地域の特殊性に 対応するための施設、設備、機器</p> <p>○補助金額</p> <p>補助対象経費の 1/3 又は新規雇用従業員1 人につき 10 万円のいずれか低い額(ただし、 県助成要綱の適用を受ける場合は補助対象 経費の 2/3 又は新規雇用従業員1人につき 20 万円のいずれか低い額)</p> <p>○限度額 3,000 万円(ただし、県助成要綱の 適用を受ける場合は 6,000 万円)</p>
	※「企業立地奨励事業」と同様	<p>雇用創出奨励補助事業</p> <p>○補助金額</p> <p>新規雇用従業員のうち町内に住所を有する者 1人につき 25 万円</p> <p>○限度額 2,000 万円</p>
	※「企業立地奨励事業」と同様	<p>固定資産税補助事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>用地等取得補助事業の補助対象にかかる固 定資産額</p> <p>○補助金額</p> <p>固定資産税相当額×3年間</p> <p>○限度額 年間 500 万円</p>
	※「企業立地奨励事業」と同様	<p>借地料補助事業</p> <p>○補助金額 借地料の 40%×3年間</p> <p>○限度額 年間 300 万円</p>
	<p>①本社機能を県外から移転</p> <p>②新規立地または増設</p> <p>③投下固定資産額 5,000 万円以上</p> <p>④新規雇用 5人以上(中小企業1人以上)</p>	<p>本社機能施設等移転奨励事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>用地・建物・設備の取得額、移転費用等</p> <p>○補助金額</p> <p>投下固定資産額の 10%(移転費等含む場合 はその 50%を合算)</p> <p>○限度額 5億円</p>
	<p>①海外で自社生産していた製品・部素材を 町内の自社工場での生産に切り替え等</p> <p>②新規立地または増設</p> <p>③投下固定資産額2億 5,000 万円以上</p>	<p>サプライチェーン再構築・町内回帰奨励事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>用地・建物・設備の取得額</p> <p>○補助金額</p>

			新規雇用 10 人以上・投下固定資産額が 100 億円までは投下固定資産額の 10% ○限度額 2億円
--	--	--	--